

久留米市住宅改修支援事業Q & A

Q 1. 助成要件について、工事着工日の属する月での居宅サービス計画等作成依頼届出書等の提出の有無で判断する理由は。

A. 「住宅改修が必要な理由書」については、住宅改修事前承認申請書の必要書類となっています。住宅改修を実施するにあたり、介護支援専門員等による住宅改修に対する助言等は少なくとも工事着工前までに行われる必要があることから、工事着工日の属する月での判断となります。

Q 2. 居宅サービス計画等作成依頼届出書等を提出していたが、他の介護サービス等は利用しておらず、工事着工日の属する月に居宅介護支援費等が算定されていない。この場合、助成対象とはならないか。

A. 住宅改修の着工日以前において、居宅サービス計画等作成依頼届出書等を提出していれば、たとえ、着工日時点において、サービス等提供を受けておらず、居宅介護支援費の請求を行っていないとしても、助成対象とはなりません。事前に提出した居宅サービス計画等作成依頼届出書等について着工日以前に取下げを行っている場合は、この限りではありません。

Q 3. 住宅改修助成金支給申請書の提出を住宅改修費の支給申請の翌月としたのはなぜか。

A. 住宅改修費支給申請書の提出により、住宅改修が適切に実施されたかどうかを確認でき、工事着工日の確認ができるためです。また、居宅サービス計画等作成依頼届出書等の提出の有無を確認する必要があるためです。

Q 4. 久留米市が理由書作成者として認める者（福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を持つ者など）が理由書を作成した場合において、工事着工日の属する月に理由書作成者が所属する事業者とは別の事業者が居宅サービス計画等作成依頼届出書等を市へ提出した場合、助成要件の対象となるか。

A. 理由書作成者が所属する事業者とは別の事業者が工事着工日の属する月に居宅サービス計画等作成依頼届出書等を提出した場合においても、助成要件は満たさないため、助成金の対象とはなりません。

Q 5. 住宅改修事前承認を得た後、工事を着工したが、工事期間中に被保険者が死亡した場合、死亡時における完成部分までの住宅改修費が一部支給されることになった場合、助成の対象となるか。

A. 住宅改修費が一部でも支給される場合は、助成金の対象となります。ただし、住宅改

修の工事着工前に被保険者が死亡した場合は、住宅改修費が支給されないため、助成金も支給されません。

Q 5. 居宅サービス計画等作成依頼届出書等を提出していない被保険者の理由書を作成し、助成金が交付された。その後、本人の身体状況が悪化し、再度住宅改修が必要となり、理由書を作成した場合、助成金は交付されるのか。

A. 助成要件を満たせば、再度助成対象となります。